



★佐伯市一時預かり事業★



一時預かり事業とは・・・佐伯市に居住する児童を、一時的に保育所・保育園・認定こども園（以下保育所等）でお預かりするサービスです（保育所等に入所しているお子さんは利用できません）。緊急を要するものや、様々な事情により家庭での保育ができない場合などに利用できますので、ご相談ください。申込方法等は下記のとおりです。

○ 申込方法

公立保育所等・・・本庁こども福祉課 ・ 各振興局に申請書がありますので、印鑑をご持参の上、利用予定日の１週間前まで（緊急の場合を除く）にお申し込みください。

私立保育園等・・・各保育園に直接お申し込みください。

●保育所等の定員超えや行事等によっては利用できない場合もございますので、ご了承ください。

☆感染症にかかっていたり、集団保育に耐えられない状態にあるお子さんはお預かりできません。

☆一時預かり事業をご利用の前に、保育所等で面接や説明等を行います。

○ 保育時間・・・原則として午前８時３０分から午後５時００分です。

☆各保育所等の保育タイムスケジュールに合わせてのご利用となります。

○ 利用年齢・・・満１才から就学前まで

○ 利用期間・・・保育を必要とする理由によって異なります。詳細は窓口でお尋ねください。

例：出産（予定月を含む４か月間）、就労、職業訓練、傷病、災害など

週３日程度、月に１４日以内

冠婚葬祭、行事、育児リフレッシュなど

週３日以内、月に５日以内

○ 利 用 料・・・１日あたり４時間以下 ９００円

〃 ４時間を超えるもの １，８００円

○ 実施施設

【公 立】

つるおか	２０－３０５０	ほんじょう	５６－５０３３	なおかわ	５８－２１４６
かまえ	４２－５５００	畑野浦	４５－００３８	うめ	５２－１０１３

【私 立】

みなみ	２３－０５６７	みなと	２２－５３９９	八幡	２７－７６６１
さいき	２２－０６４４	長島	２４－０５２２	ふれあい	２２－９９３３
やよい	４６－１５９１	松浦	３３－００９６	にじいろ	４６－１４４１
さくら	２８－８８７７				

認可外保育園でも一時預かり事業を行っているところがあります。

利用料や申込方法は各施設で異なりますので、直接保育園へお問い合わせください。

○ しろやま共同保育園（２３－１８５０） 佐伯市中の島１－４－４５

【お問い合わせ】 佐伯市役所 こども福祉課・こども福祉係

☎ ０９７２－２２－３９７２（直通）

